

別表第八号表(第六十八条関係)

関係会社有価証券明細表

株	銘 柄	一株の金額	期首残高			当期増加額		当期減少額		期末残高			摘要
			株式数	取得価額	貸借対照表計上額	株式数	金額	株式数	金額	株式数	取得価額	貸借対照表計上額	
		円		円	円		円		円		円	円	
式	計												

社	銘 柄	期首残高		当期増加額	当期減少額	期末残高		摘要
		取得価額	貸借対照表計上額			取得価額	貸借対照表計上額	
		円	円	円	円	円	円	
債	計							

(記載上の注意)

- (1) この表は、貸借対照表に掲げる親会社株式、関係会社株式及び関係会社社債について記載する。
- (2) 銘柄は「何会社第一新株」又は「何会社第何回物上担保付何号社債」のごとく記載する。なお、社債に新株引受権が付与されている場合には、その旨を付記する。
- (3) 株式の一株の金額は一株の券面額を記載し、取得価額は取得価額の合計額を記載する。
- (4) 当該有価証券の発行会社について、財務諸表作成会社との関係(親会社、子会社等の関係)を摘要欄に記載する。
- (5) 取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準とした評価基準を摘要欄に記載する。ただし、評価基準が第3条の2の規定により記載されている場合には、その記載を省略することができる。
- (6) 著しい増減については、その事由を摘要欄に記載する。
- (7) 当期増加額及び当期減少額が共にない場合には、期首残高、当期増加額及び当期減少額の各欄を省略した様式により記載することができる。この場合には、そ

の旨を摘要欄に記載する。

- (8) 一つの関係会社の有価証券の総額と当該関係会社に対する債権の総額との合計額が財務諸表作成会社の資産の総額の100分の1をこえる場合、一つの関係会社に対する債務の総額が財務諸表作成会社の負債及び資本の合計額の100分の1をこえる場合又は一つの関係会社からの海運業収益が財務諸表作成会社の海運業収益の総額の100分の20をこえる場合には、当該関係会社の発行済株式の総数に対する所有割合、社債の未償還残高その他当該関係会社との関係内容(たとえば、役員の兼任、資金援助、営業上の取引、施設の賃貸借等の関係内容)を脚注に記載する。
- (9) 株式のうち、商法第241条第3項の規定により議決権を有しないものについては、その旨を摘要欄に記載すること。